

# CMAC（2016年11月）出席報告

みずほ証券（株）

市場情報戦略経営調査部 上級研究員

熊谷 五郎

## I. はじめに

2016年11月3日、ロンドンにおいて国際会計基準審議会（IASB）の資本市場諮問委員会（Capital Market Advisory Committee、以下「CMAC」という。）が開催された。CMACは、世界各国の財務諸表利用者の意見をIASBに対して定期的にインプットすることを目的に創設された組織である。CMACの会議は年3回ロンドンで開催されるが、そのうち1回は世界作成者フォーラム（Global Preparers' Forum、以下「GPF」という。）<sup>1</sup>との共同開催である。

IFRS財団・IFRS諮問会議（IFRS Advisory Council、以下「IFRS-AC」という。）が戦略的かつハイレベルな論点に関して、IASBやIFRS財団トラスティにアドバイスを行うのに対して、CMACやGPFは財務諸表利用者や作成者の立場から、より専門的かつテクニカルな論点に関して、IASBに対してインプットを提供している。

11月3日開催のCMAC会議の議題は、図表の通りである。以下本稿では、その概要を報告する<sup>2</sup>。

図表 2016年11月3日開催 資本市場諮問委員会（CMAC） 議事一覧

番号	時間	議事
1	9:00-9:45	IASB アップデート
2	9:45-10:30	表示に関する作成者の選択肢
3	10:45-11:45	IFRS 第13号「公正価値測定」の適用後レビュー
4	11:45-12:45	デジタル財務報告の将来
5	13:45-15:00	基本財務諸表プロジェクト
6	15:15-16:30	CMACの運営 【非公開セッション】

出所：IASB

## II. 2016年11月開催 CMAC・議事概要

図表のうち「1. IASB アップデート」は、IFRS-ACの議論とも重複するので省略する。また、

<sup>1</sup> GPFは財務諸表作成者の意見をIASBに対して定期的にインプットする組織であり、CMACと対をなしている。CMAC同様、年3回開催される。

<sup>2</sup> 今回のCMACの資料や討議の様子は、以下のサイトで閲覧・聴取可能。  
<http://www.ifrs.org/Meetings/Pages/CMAC-meeting-November-2016.aspx>

「6. CMAC の運営」についても、委員の改選がテーマであったが、これも非公開セッションであることから省略する。以下では、「2. 表示に関する作成者の選択肢」、「3. IFRS 第 13 号「公正価値測定」の適用後レビュー」、「4. デジタル財務報告の将来」、「5. 基本財務諸表プロジェクト」について、詳しく報告する。

## 1. 表示<sup>3</sup>に関する作成者の選択肢

### 【論点と背景】

この議題は、2015 年アジェンダ協議を通じて、IASB の今後 5 年間の中心テーマとして浮上した、「より良いコミュニケーション」の一環で取り上げられた。IFRS の個別基準は、作成者に対して、基本財務諸表の表示に関して様々な選択肢を許容している。しかし、その結果、比較可能性が損なわれ、財務諸表分析を行う上で障害となっている場合がある。この問題は、最近、欧州財務報告諮問グループ（European Financial Reporting Advisory Group、以下「EFRAG<sup>4</sup>」という。）の利用者・パネルでも取り上げられた。本セッションでは、同パネルの委員である Standard & Poor's 社のサム・ホランド氏から報告を受けた。S&P 社では、アナリストが企業間の比較を行うために、IFRS に基づく財務報告値に対して多くの修正を強いられている。そうした実例を基に、表示に関する選択肢の問題について話し合われた。

### 【CMAC における議論】

まず、ホランド氏から、キャッシュ・フロー計算書における受取利息及び受取配当金について、表示上の選択肢に起因する実務上のばらつきの例として、同じ通信業界の A 社と B 社が引き合いに出された。A 社は受取利息及び受取配当金を営業活動によるキャッシュ・フローに表示している一方、B 社は投資活動や財務活動によるキャッシュ・フローに表示している。このように、表示上の選択肢が許容されている結果、同じ業種でも企業間の比較を行う上で問題が生じているという指摘があった。

こうした問題自体が存在することには異論は無かったものの、選択肢を減らすべきかどうかについては意見が分かれた。「IFRS はこのような表示上の選択肢・裁量を認め過ぎており、不必要な複雑さを低減するために、IASB は基本財務諸表プロジェクトでこの問題を取り扱うことが望ましい。」とする意見がある。一方で、「表示上の選択肢を完全に排除することができるとは思わない。」という意見もあった。それは、「一つ一つの企業の経済実態が異なるため、表示上の選択肢を認めざるを得ない。」というのが理由であった。こうした委員達は、標準化を通じた比較可能性の向上よりも、企業の経済実態の忠実な表現を重視する立場を代表していた。

筆者は、「各企業それぞれの経済実態が異なるという指摘には同意するものの、一方で、われわれは同じ業種の企業のビジネスモデルは非常に類似しているという前提から分析をスタートする。もっと表示に規律（discipline）があれば、2 社を比較するための調整作業が不要になり、

<sup>3</sup> IASB は、基本財務諸表上に何を示すかを「表示（presentation）」の問題、注記に何を示すかを「開示（disclosure）」の問題として区別している。

<sup>4</sup> EFRAG は欧州委員会（EC）のエンドースメントの判断要件に照らして、公表された基準（案）に対する助言を行う。

分析をより効率的に行うことができる。逆にある程度の標準化があるとしても、分析者がその会社の経済実態は異なると思うのであれば、それに合わせて分析者がその企業の経済実態と信じるものへ調整することは可能である。原則・ガイダンスが必要ということには同意するが、少なくとも同じセクターに属する2つの会社は、同じような表示を行うべき。A社とB社のビジネスモデルが異なるとは思わない。」という意見を述べた。

次に、表示上の選択肢を制限するための原則を開発すべきかどうか、について議論された。まず数名の委員から、「どうしてその選択肢を選ぶのか正当化する理由の開示を義務づければ、表示に関する選択肢は有用になりうるのではないか。」という意見があった。それに対して、「選択肢を減らすと言っても、作成者をさらなる代替的業績指標（alternative performance measures, 以下「APM」という。）の開示へと駆り立てる結果を招きかねないので、どういう形で選択肢を減らすかについてIASBは慎重であるべきだ。」という意見があった。

また、「そもそも過度の定型化は、企業の財務業績を歪め、かえって企業の財務業績の実態が見え難くする。」という批判もあった。それに対して、「作成者に表示上の選択肢を認めるにしても、財務諸表利用者に対してどのような選択を行ったかを説明すべきである。しかし、往々にして財務諸表利用者は無視されるために、やはり表示に関する選択については、何らかの改善が必要である。」という再反論があった。

このように本件について、CMAC委員の見解は分かれたが、原則主義の会計基準において、企業に「会社のストーリーを語る」ことを促すために十分な表示上の選択肢を認めることと、投資家の目線での比較可能性を改善することにトレードオフ関係があるということは、コンセンサスであった。表示に関する作成者の選択肢については、基本財務諸表プロジェクトのResearch段階において検討すべきテーマの一つに含めるべきというのが、本CMAC会議の結論であった。

## 2. IFRS 第13号「公正価値測定」の適用後レビュー

### 【論点と背景】

IFRS 第13号「公正価値測定」は2011年5月に公表され、2013年1月1日より始まる事業年度から強制適用されている。適用後丸3年を経過したことを受け、IASBは2017年に適用後レビューを実施することを予定している。本セッションは、IASBスタッフが様々な利害関係者から問題点をヒアリングする、IFRS 第13号適用後レビューのフェーズ1の一環として行われた。本セッションでは、財務諸表利用者が企業の財政状態や業績を分析するに当たって、IFRS 第13号が十分な情報を提供しているか、また利用者が公正価値に関する情報をどのように利用しているかについて議論した。

### 【CMACにおける議論】

IFRS 第13号の開示要件は、企業の財政状態・業績を分析するのに有用な情報を提供しているということは、ほぼ全員の一致した見解であった。特に、「レベル1、レベル2、レベル3という公正価値測定のエピタルキーにより、企業がどのように資産価値の測定を行っているのかに関して、理解が促進される。」という意見が多かった。

「レベル 3 資産の感応度分析に関する開示は有用である。」というのが、コンセンサスであったが、特に公正価値測定・レベル 3 資産の感応度分析については銀行のケースが問題となった。例えば、鉱山などの公正価値測定は、特定の鉱山の公正価値について仮定を代えて、正確な感応度分析を開示できる。しかし、「銀行の場合は、金融商品ポートフォリオに対する感応度分析を開示させるとしても、保有する金融商品の種類が様々で、それぞれの金融商品ポートフォリオについて感応度分析を行って意味のある開示にしようとする、開示量が膨大になってしまう。」との指摘があった。

また、「ストレス条件下では、計算の前提となる金融商品間の相関関係が崩れてしまうので、有用な開示が困難ではないか。」という指摘もあった。「そのために、測定の不確実性の影響について開示したほうが有用である。」という意見もあった。懸念事項としては、実務上、紋切型の開示が散見されることが指摘された。「紋切型の開示を避けるために、より詳細な内訳開示、特にレベル 2 資産の測定についても、より詳細な開示が望ましい。」という声があった。

この点について筆者は、「こうした開示は銀行のリスク管理の実態を踏まえた開示でないと、有用な情報を提供できない。銀行はバーゼル規制上の要請から、投資家向けにも様々なリスク情報の開示を行っている。筆者は元銀行アナリストであったが、財務報告に基づくリスク情報開示よりも、自己資本規制上のリスク情報開示の方がはるかに有用であった。IASB が単独で開示内容を検討するよりも、バーゼル銀行監督委員会と緊密に協力しながら、開示内容を検討すべきであると思う。」という意見を述べた。

IFRS スタッフは適用後レビュー・フェーズ 1 の結果を、IASB ボードに報告する。それを踏まえてボードは意見募集の公表を含め、適用後レビュー・フェーズ 2 の範囲、アプローチ、タイミングを決定する予定である。

### 3. デジタル財務報告の将来

#### 【論点と背景】

本セッションでは、英国財務報告評議会（UK Financial Reporting Council、以下「FRC」という。）・財務報告ラボ（Financial Reporting Lab）スタッフより、同ラボによる「デジタル財務報告の現在」プロジェクトの成果、および後継プロジェクト「デジタル財務報告の将来」の初期リサーチ成果が報告された。本プロジェクトの狙いは、財務報告に限定されず企業報告全般について、『良い企業報告』が備えるべき様々な属性を首尾一貫した形で提示することである。本セッションでは、デジタル財務報告に係わる種々の論点について活発に議論された。

#### 【CMAC における議論】

まず、「拡張現実（augmented reality、以下「AR」という。）」や「仮想現実（virtual reality、以下「VR」という。）」の企業報告への応用について、活発な議論が展開された。「AR や VR は仮想企業訪問・ミーティングに応用可能かもしれないが、コスト面や対面での議論ができないなどの潜在的な問題もある。」「財務報告へのテクノロジーの応用は非常に遅れており、VR などの

技術に飛びつくのは時期尚早である。」などの意見があった。

また、「監査という視点が重要である。異なるソースから未監査の情報が混在すると、利用者をミスリードする恐れがある。例えば、VR ツアーは実際の事業環境を正確に反映しない可能性がある。」、「IASB など会計基準設定主体は、企業報告全体の性質に目を向けるべきだ。財務報告のみならず、企業報告というパッケージ全体への目配せが必要である。」などの意見があった。

次に、企業報告における PDF 利用の現状について議論された。PDF ファイルの質や使い勝手にはバラつきがあることなどが指摘された。それを受けて、企業報告のフォーマットについて以下のように様々な改善提案がなされた。

- 一つの報告書内での関連付け：例えば、基本財務諸表上の表示項目から注記へ深掘りでき、「経営者によるコメント (management commentary)」と財務諸表間を相互参照できるようなハイパーリンクがあると便利である。
- 各社の提供するフォーマット間、特にスプレッドシート間で整合性が取れていることが必要である。
- デジタル報告書の適時発行。最初の企業報告書が出たずっと後になって、スプレッドシートが提供されても誰も使わない。
- 財務情報へアクセスするためのグローバル・システムの構築 (米国の EDGAR やわが国の EDINET のグローバル版)。

最後に、XBRL についても議論された。「現時点では、世界的には XBRL はあまり普及しているとは言えない。例えば、20%の会社しか XBRL で情報提供を行っていないとすれば、財務諸表利用者には XBRL という新しい技術を積極的に学んで、自分のモデルに XBRL ベースのデータを取り込もうというインセンティブがない。」、「XBRL によって構造化された電子報告に対する期待は常にある。企業にスプレッドシートをウェブサイトを開示するように促すだけでは不十分である。投資家は皆、データ提供事業者を利用している。投資家やアナリストが簡単に、企業の提供する財務情報を自分のモデルと関連付けられるような低コストのソリューションが提供される必要がある。」などの意見があった。

筆者は、「今後、関連テクノロジーがどのように発展していくか予想するタイムラインまたはロードマップを作成してはどうか。テクノロジーには発展のレイヤーがあり、ある技術の開発の遅れが関連技術の開発の遅れに繋がったりするために、将来予想を難しくしている面がある。そのようなロードマップがあれば、今回のような議論をより行いやすくなる。」という提案をした。また XBRL については、「現行の IFRS タクソノミでは定義が不十分で、適切な情報を提供できないと思う。デジタル財務報告の世界に移行するには、まだまだやるべきことが沢山あると思う。」と発言した。

## 4. 基本財務諸表プロジェクト

### 【論点と背景】

基本財務諸表の中でも、損益計算書<sup>5</sup>の構成や表示すべき内容の改善のために何ができるか、前々回、前回の CMAC でも取り上げられており、今回の CMAC で 3 回連続して議論することになった。

IFRS では、企業は自社のストーリーを主体的に語るべきであるという理想の下に、損益計算書の表示項目について企業の裁量の余地が大きい。具体的には、表示項目としては売上と当期純利益の間に、営業利益などの「段階利益」の表示を義務づけていない。しかし、営業利益の表示を禁じている訳ではなく、企業は自社の経済実態を表すような営業利益を小計として自ら定義し、表示することが認められている。

この結果、同じ業種に属する企業であっても、表示される営業利益の定義が各社まちまちであり、比較可能性が十分に達成されない。その結果、IFRS に準拠した損益計算書よりもデータ・ベンダーによって標準化されたテンプレートが利用され、企業も財務諸表外で APM や非 GAAP 指標などと呼ばれる業績指標を自社の業績実態を表すものとして公表するようになっている。

このような問題に対処するアプローチとして、今回の CMAC では IASB スタッフより、段階利益として①利払・税引前利益 (Earnings Before Interest and Taxes、以下「EBIT」という。)、②営業利益 (Operating Profits)、③経常的営業利益 (Recurring Operating Profits) と、④経常的 1 株当たり利益 (Recurring Earnings per Share) の表示、⑤業種別損益計算書のひな型の開発というアイデアが示され、その可否について議論した。

### 【CMAC における議論】

まず、損益計算書の中に標準化された小計を幾つか導入することについては、賛成意見が多かった。特に、小計としての EBIT の表示義務付けには、支持が集まった。「EBIT は比較的定義が容易であり、分析の出発点として意味がある。」という意見が多かった。

しかし、小計として「営業利益」、「経常的営業利益」、「経常的 1 株当たり利益」を表示することには、賛否両論があった。「企業業績をざっくり理解するのに役立つ、財務業績情報の有用性、比較可能性が高まる。」という声がある一方で、「ボードが『何が営業か。』、『何が経常的項目か。』などの概念的定義を行うのは非常に困難である。」との慎重論・反対論も目立った。

また、損益計算書の業種別ひな型<sup>6</sup>の開発については、「損益計算書の構成がより構造化されることで比較可能性が高まる。」と歓迎する声があった。筆者も「ひな型の開発によって、損益計算書の構造化が進み、IFRS タクソノミの開発が容易になるためにデジタル財務報告が促進される。」という賛成意見を述べた。その一方で、「業種別ひな型を作り出すと、どんどん細分化され

<sup>5</sup> この議論では、IASB は「財務業績計算書 (Statement of Financial Performance)」という言葉で「損益計算書」と同じ意味で用いている。IFRS では、「損益およびその他の包括利益計算書 (Statement of profit or loss and other comprehensive income)」という名称が使用されているが、当該名称以外の名称を使用することができるとされている (IAS 第 1 号「財務諸表の表示」第 10 項)。ここではより一般的に使用される「損益計算書」という用語を用いる。

<sup>6</sup> 業種別といっても、一般事業会社、銀行、不動産程度のくくりで、東証 33 業種のように詳細な業種区分を想定している訳ではない。IASB スタッフによれば、保険業のひな型も考えられるとのことであった。

たひな型が必要になり際限がない。」という慎重論も強かった。

APM については、「基本財務諸表の構成や内容をどれだけ改善しても、APM の任意開示はなくなる。IASB は APM の定義について手を出すべきではない。」という意見があった。それに対して、筆者は「IASB が目指すべきは APM を定義することではなく、財務諸表利用者が APM を分析するに当たって手がかりとなる『アンカー・ポイント』として、適切な業績指標を定めることだと思う。企業独自の APM を、それらの IASB 定義によるアンカー・ポイントへと調整を求めることで、APM の有用性、比較可能性も高まる。」という見解を述べた。

また、それ以外の意見として、「新しい小計を導入する必要があるのか。それよりも、表示項目の分解 (disaggregation) や透明性の向上が喫緊の課題ではないか。」「IASB は基本財務諸表の構成や内容の改善について、本当に必要があるのかどうか、さらなるフィールド・リサーチを続けるべきである。」「財務業績計算書と同時に、キャッシュ・フロー計算書、財政状態計算書の改善も同時に進め、これら 3 財務諸表間の連携を取ることを考慮すべきである。」などの意見もあった。

### Ⅲ. おわりに

2016 年 11 月の CMAC 会議の主要議題は本稿で見たように、「表示に関する作成者の選択肢」、「IFRS 第 13 号『公正価値測定』の適用後レビュー」、「デジタル財務報告の将来」、「基本財務諸表プロジェクト」であった。この内、「表示に関する作成者の選択肢」と「基本財務諸表プロジェクト」が、2015 年アジェンダ協議で識別された「より良いコミュニケーション」というテーマに関わるものである。

今回の CMAC 会議に参加して、同じ財務諸表利用者であっても「企業の経済実態」を重視するか、「比較可能性」を重視するかで、見解に大きな隔たりがあると痛感した。

IFRS の『概念フレームワーク』では、有用な財務報告の満たすべき基本的な質的特性として「目的適合性 (relevance) <sup>7</sup>」・「忠実な表現 (faithful representation)」、補強的な質的特性として「比較可能性 (comparability)」・「検証可能性 (verifiability)」・「適時性 (timeliness)」・「理解可能性 (understandability)」を挙げている。

「忠実な表現」とは、「企業の経済実態」を忠実に描写するということである。この分類では、「忠実な表現」は基本的な質的特性とされ、「比較可能性」は補強的な質的特性とされている。その意味で、経済実態の「忠実な表現」は、「比較可能性」に先んじて満たされるべき質的特性ということになる。しかし、筆者は「目的適合性」・「忠実な表現」というのは、財務報告が満たすべき必要条件であって、十分条件ではないと考えている。補強的な質的特性が満たされて初めて、高品質な財務情報と言えるためである。

---

<sup>7</sup> 財務報告の「目的適合性 (relevance)」とは投資家の経済的意思決定に有用であるという意味であり、さらに、その財務情報が欠けると投資家の経済的意思決定が変わり得るということを含意している。

投資家が投資判断を行う場合に、一つの銘柄だけを分析し銘柄選択を行うことはない。常に複数の投資機会の中から、より魅力的な投資対象を選択するという行為をしている。その意味で、補強的な質的特性の中でも「比較可能性」は非常に重要な特性であると考えられる。IFRS の適用に当たって、認識と測定は原則主義で行うべきであるが、測定値を財務諸表上に表示したり注記に開示したりする場合には、財務諸表利用者に比較可能性を提供するために、ある程度の原則や規律が必要であると考えている。

IFRS は原則主義の会計基準ではあるが、原則主義というのは、企業に 100%の裁量が与えられるということを意味するものではない。「同じ業種だからと言って、同じ経済実態を持つとは限らない、会社はそれぞれに異なる経済実態を持つ。」というのは正論ではある。しかし、通信業界の 2 社の例が示すように、企業が自社の経済実態と考えるものが、外部の分析者にはむしろしっくりこないケースもありうる。自社のストーリーをどのように語るかは企業の裁量であっても、企業が語る自社のストーリーが本当にその会社の経済実態を示しているかどうかを判断するのは、あくまで投資者の責任である。

また、企業が自社のストーリーを語る上で、企業にある程度の柔軟性が認められるとしても、それを財務諸表の中で行うのが良いのか、MD&A のような非財務セクションで行うのが良いのか、企業はよく検討すべきである。実際、投資者の投資判断に必要な情報を、財務諸表のみで提供できる訳ではない。IASB もそうした企業の非財務セクションを使った投資家とのコミュニケーションを、尊重すべきであると思われる。

IFRS の枠組みすなわち財務諸表の中で APM を使うことは許されていないが、財務諸表外で APM の使用が広がっているのは、企業が IFRS ベースの財務諸表内で、自社のストーリーを語ることに限界を感じているからではないか。この事実は、IFRS に準拠する損益計算書が、「忠実な表現」を満たしていない可能性を示唆している。また、多くの財務諸表利用者が企業の APM の利用を受け入れているという事実や、非財務情報の重要性が増しているという事実は、IFRS の提供する財務情報だけでは、もはや投資の意思決定を行うのに十分な「目的適合性」を提供できていない可能性をも示唆している。

このように、非財務情報をどう考えるか、APM にどう対処するかは一筋縄では行かない難問である。IASB として、そこまでの危機意識を持っているかどうかは疑問であるが、2015 年アジェンダ協議で浮上した「より良いコミュニケーション」というテーマは、会計基準 IFRS とその設定主体としての IASB に、根本的かつ深刻な問いを投げかけているように思われる。

以 上